

陸上貨物運送事業における 労働安全衛生規則改正（荷役作業・化学物質）及び 働き方改革について

令和6年8月20日

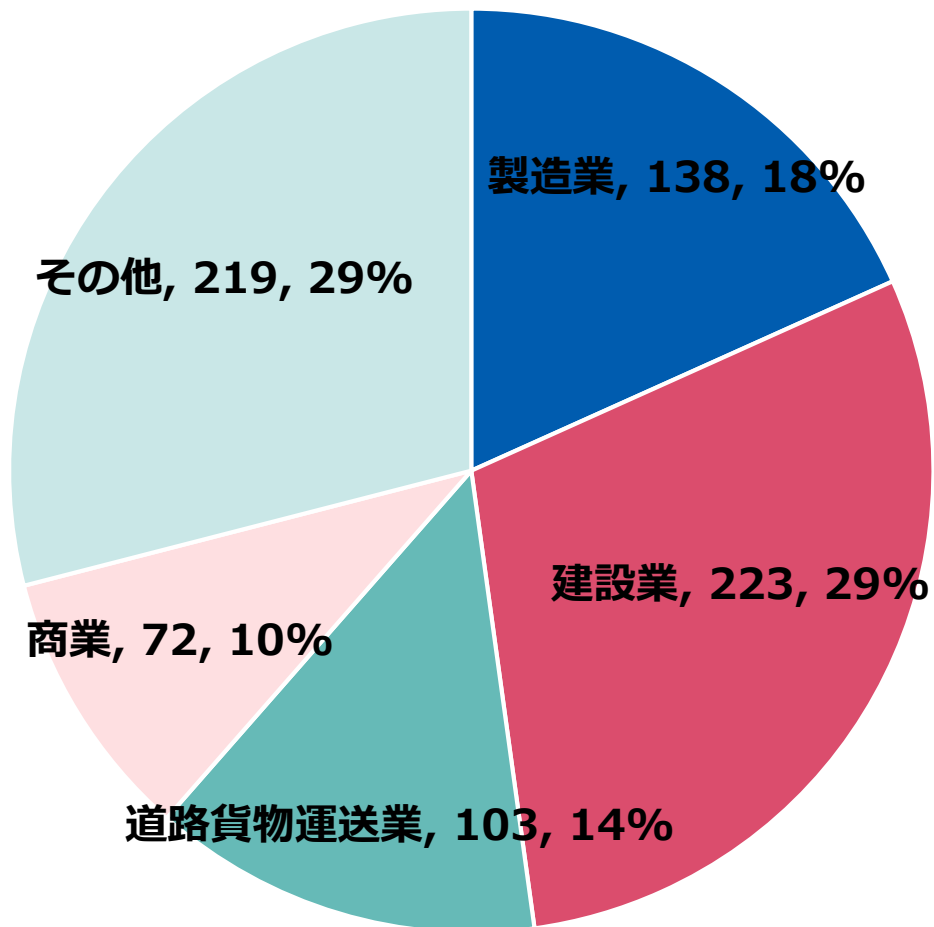
福岡中央労働基準監督署

安全衛生課 宮永渉希

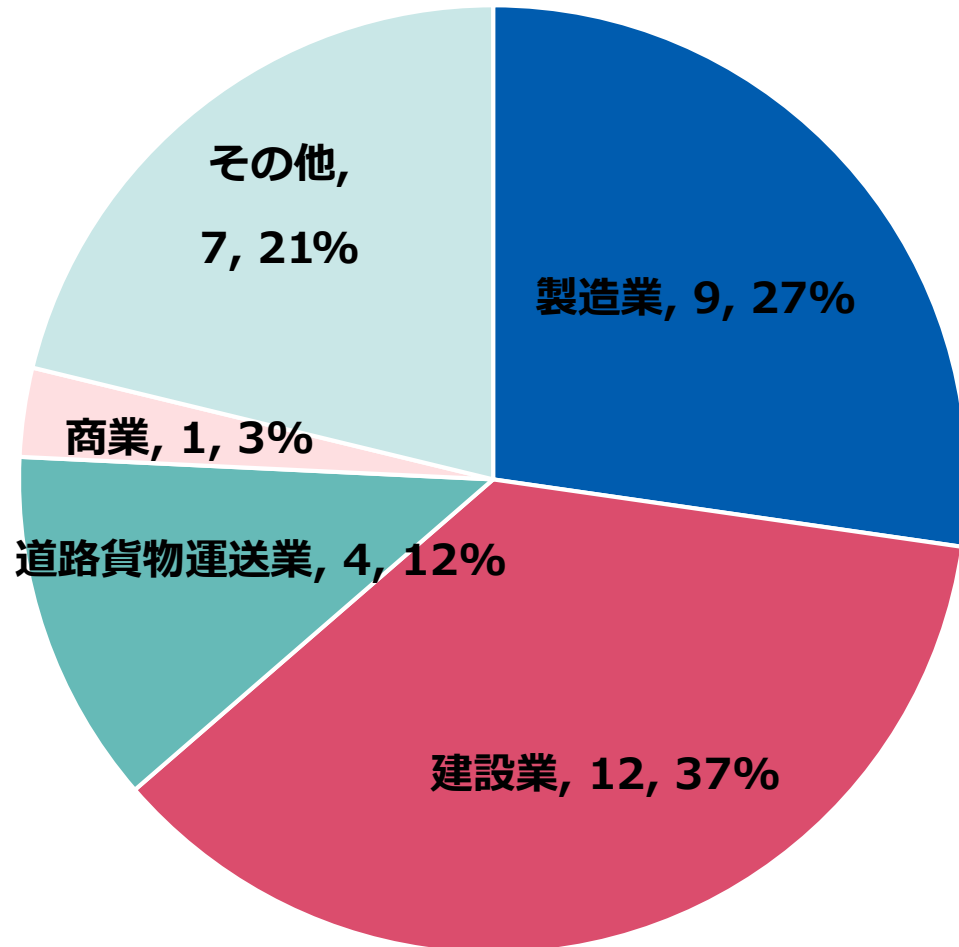
- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

① 令和5年死亡災害発生状況

全国

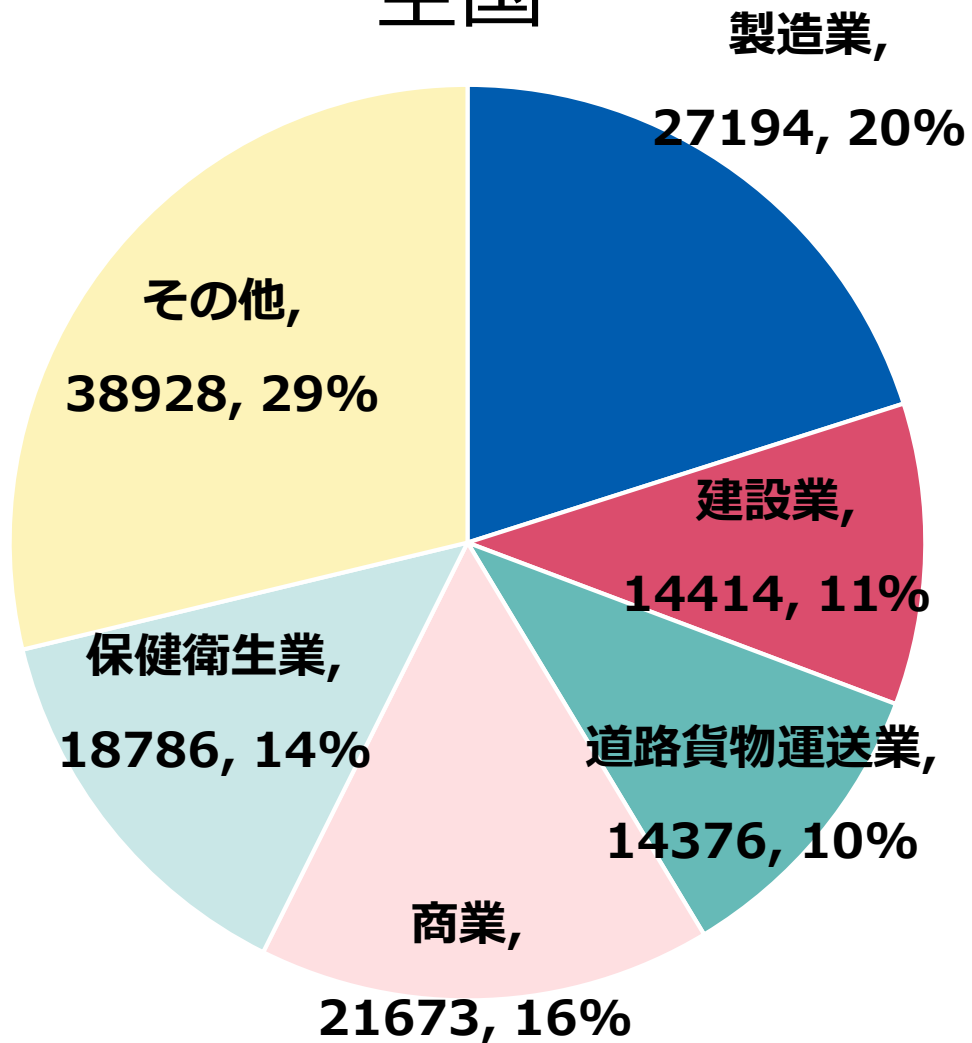


福岡

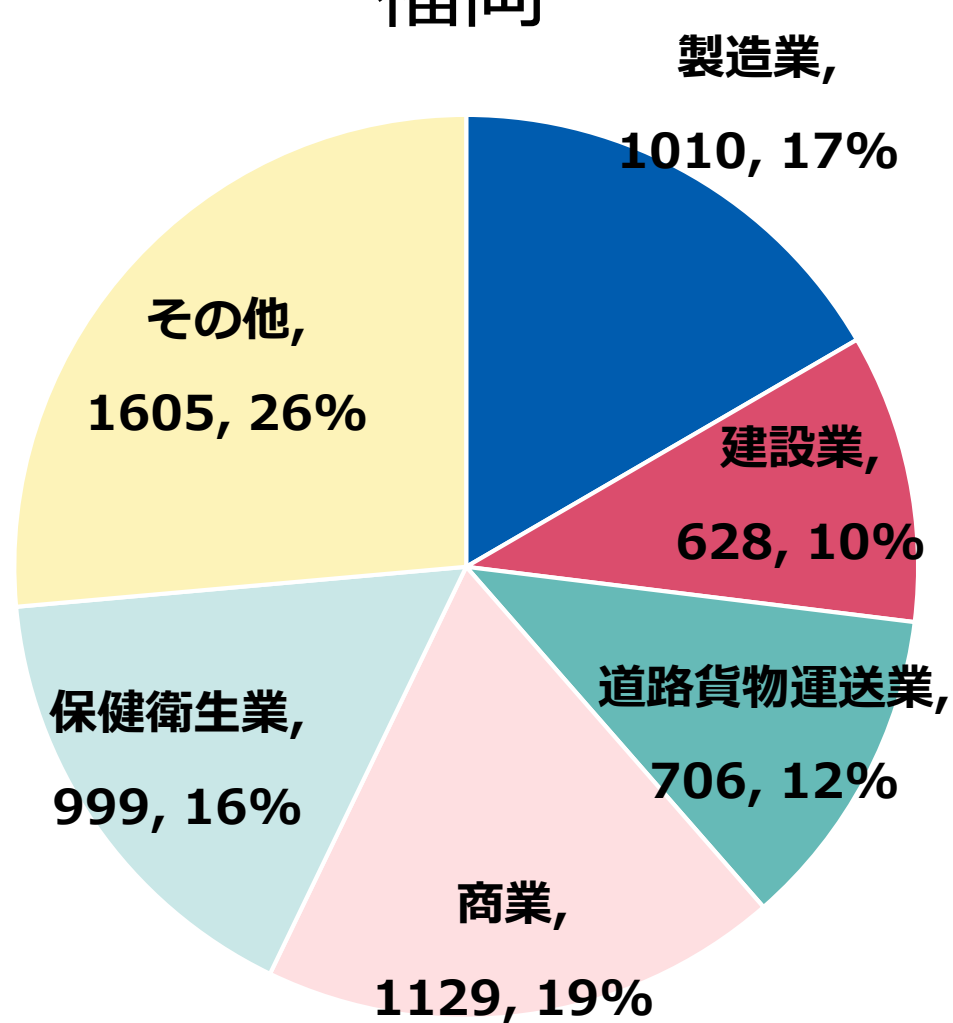


② 令和5年死傷災害発生状況

全国

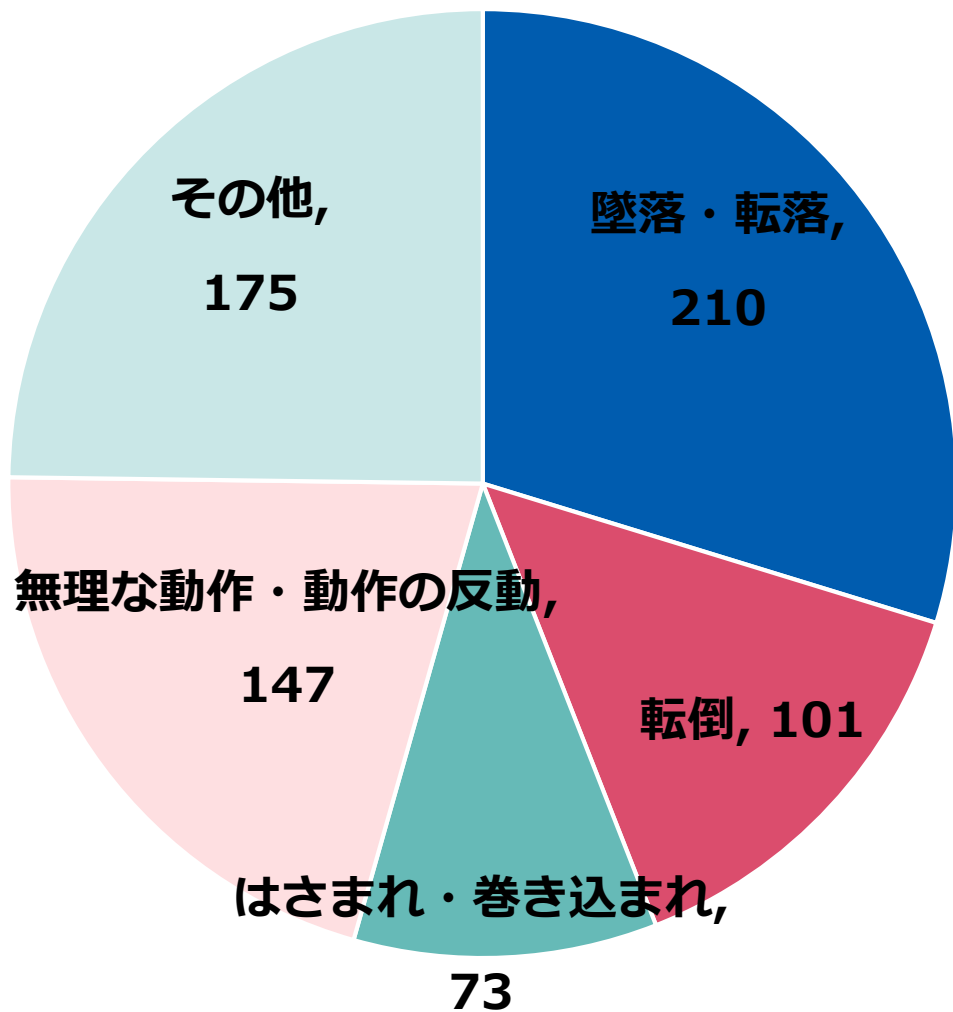


福岡

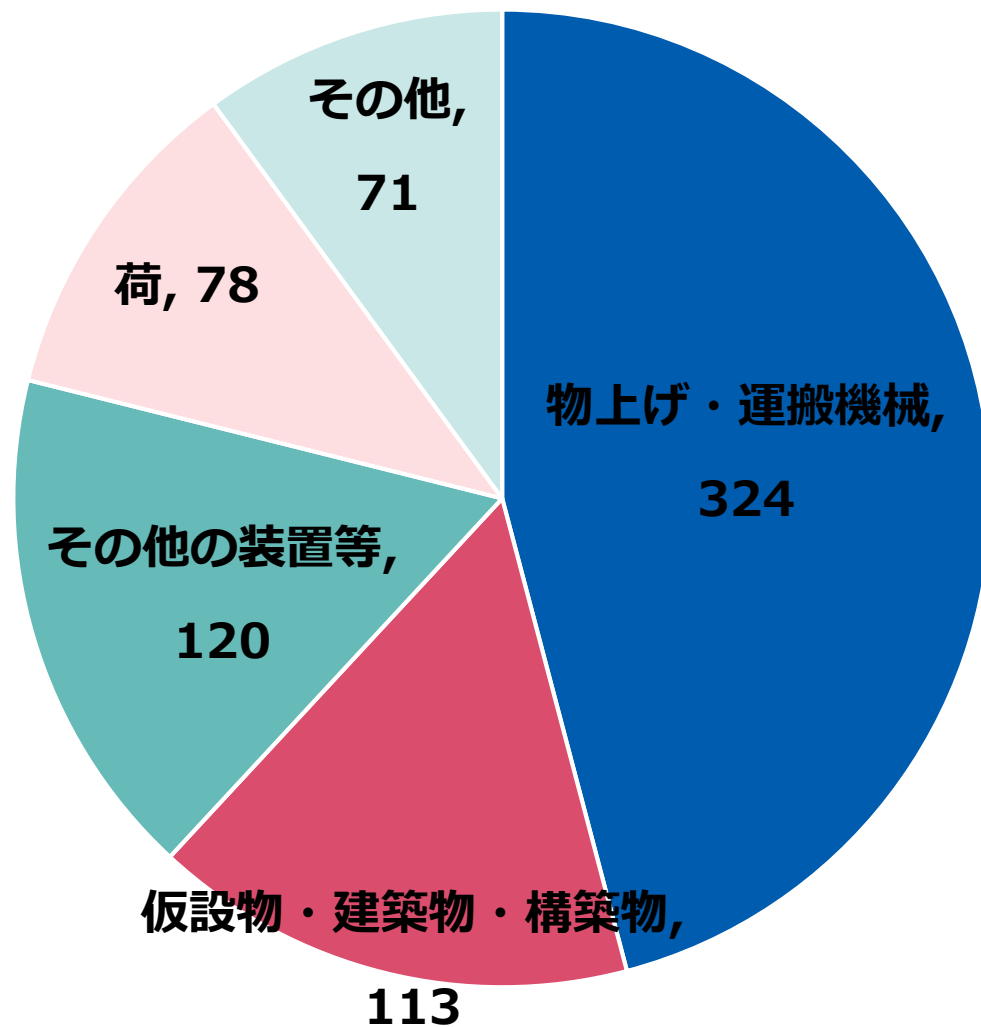


③ 令和5年死傷災害発生状況（事故の型、起因物別）

事故の型（福岡）



起因物（福岡）



- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

第14次労働災害防止計画の概要

労働災害防止計画とは...

労働安全衛生法（第6条）に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。第14次労働災害防止計画は、令和5年4月1日～令和10年3月31日を計画期間としている。

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

第14次労働災害防止計画における目標（陸上貨物運送事業）

アウトプット指標、アウトカム指標とは...

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

○アウトプット指標

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに**45%以上**とする。

○アウトカム指標

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに**5%以上減少**させ、**818人以下**とする。

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

改正内容

- ①昇降設備の設置及び保護棒の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（令和5年10月施行）
- ②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化（令和6年2月施行）
- ③運転位置から離れる場合の措置（令和5年10月施行）



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

① 昇降設備の設置及び保護棒の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

最大積載量 2 t 以上5 t 未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用を義務づけ（一部例外あり）。 なお、これまで同様、最大積載量 5 t 以上の貨物自動車は対象です。

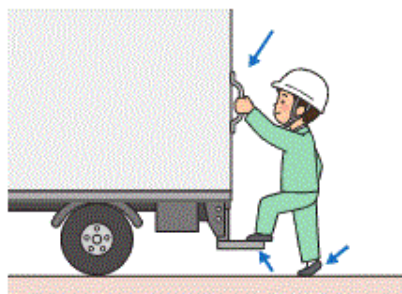
昇降設備の留意事項について



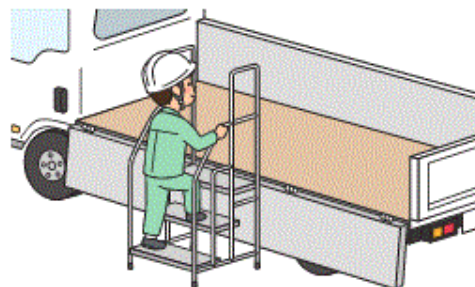
貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。

〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

① 昇降設備の設置及び保護棒の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

昇降設備の設置（安衛則第151条の67）の詳細

① 対象の貨物自動車を最大積載荷重**2トン**以上に範囲拡大

② 昇降設備の設置箇所に従前の「床面から荷台上の荷の上面との間」に加え、「**床面から荷台との間**」を明記

③ 「昇降設備」について

- ・ 踏み台等の可搬式のものや貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含む
- ・ テールゲートリフターを途中で停止させて使用することも認められる。ただし、テールゲートリフターの製造者が作業員の搭乗を認めていない場合は「主たる用途以外の使用」（安衛則第151条の14）に当たる場合がある
- ・ 手すりがあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましい
- ・ 貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、乗降グリップがあり三点支持等により安全に昇降できる形式が望ましい

④ 本条が適用されない貨物自動車でも、**高さ1.5メートル**を超える箇所で作業を行う場合は安衛則第526条が適用され、当該条文により昇降設備の設置が義務付けられている

① 昇降設備の設置及び保護棒の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

保護帽の着用（安衛則第151条の74）の詳細

① 対象の貨物自動車（現行：5トン以上）に以下のものを加え、範囲拡大

2トン以上5トン未満の貨物自動車で

- ・ **荷台の側面が構造上開放されているもの又は開閉できるもの**（例：あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車）
- ・ **テールゲートリフターが設置されているもの**（ただし、テールゲートリフターを使用せず荷の積み卸し作業を行う場合、昇降設備のステップとしてのみ使用する場合は該当しない）

② 次の場合は、適用されない

- ・ 荷台の端部から墜落するおそれがない場所での積み卸し作業（例：プラットフォーム等の荷受け台での作業）
- ・ 積み卸し作業のために荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合

③ 本条が適用されない場合でも、墜落等の危険のおそれがある**高さ2メートル**以上の箇所作業を行う場合は安衛則第518条が適用される

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育の義務化

対象となる業務

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務
- 稼働スイッチの操作
- テールゲートリフターに設置されている荷のキャストストッパー等の操作
- 昇降板の展開や格納の操作を行うこと など

cテールゲートリフターの操作の業務そのものを行わない者であってもロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者にとっては、特別教育を受けることが望ましい

対象とならない業務

- 定期点検等、荷を積み卸す作業を伴わない業務
- 貨物自動車以外の自動車に設置されているテールゲートリフターの操作
- 介護車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作

運転位置から離れる場合の措置

安衛則第151条の11関係

- テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置ではないことから、運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について**適用を除外**したこと
- テールゲートリフター等の操作のために、原動機を動作させなければならない構造のものがあることから、走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等の操作をする場合は、**原動機の停止義務の適用を除外**したこと
- ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は義務付けられたまま。

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例**
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

災害事例 1 トラックの横で倒れている被災者を発見

事業場の洗車場に停車していたトラックの運転席の下で被災者と脚立が倒れていた。付近には、ホースから水が流れている状態でサンダルが近くに落ちていた。被災者は、外傷性脳出血で8日後に亡くなった。



災害事例 1 トラックの横で倒れている被災者を発見

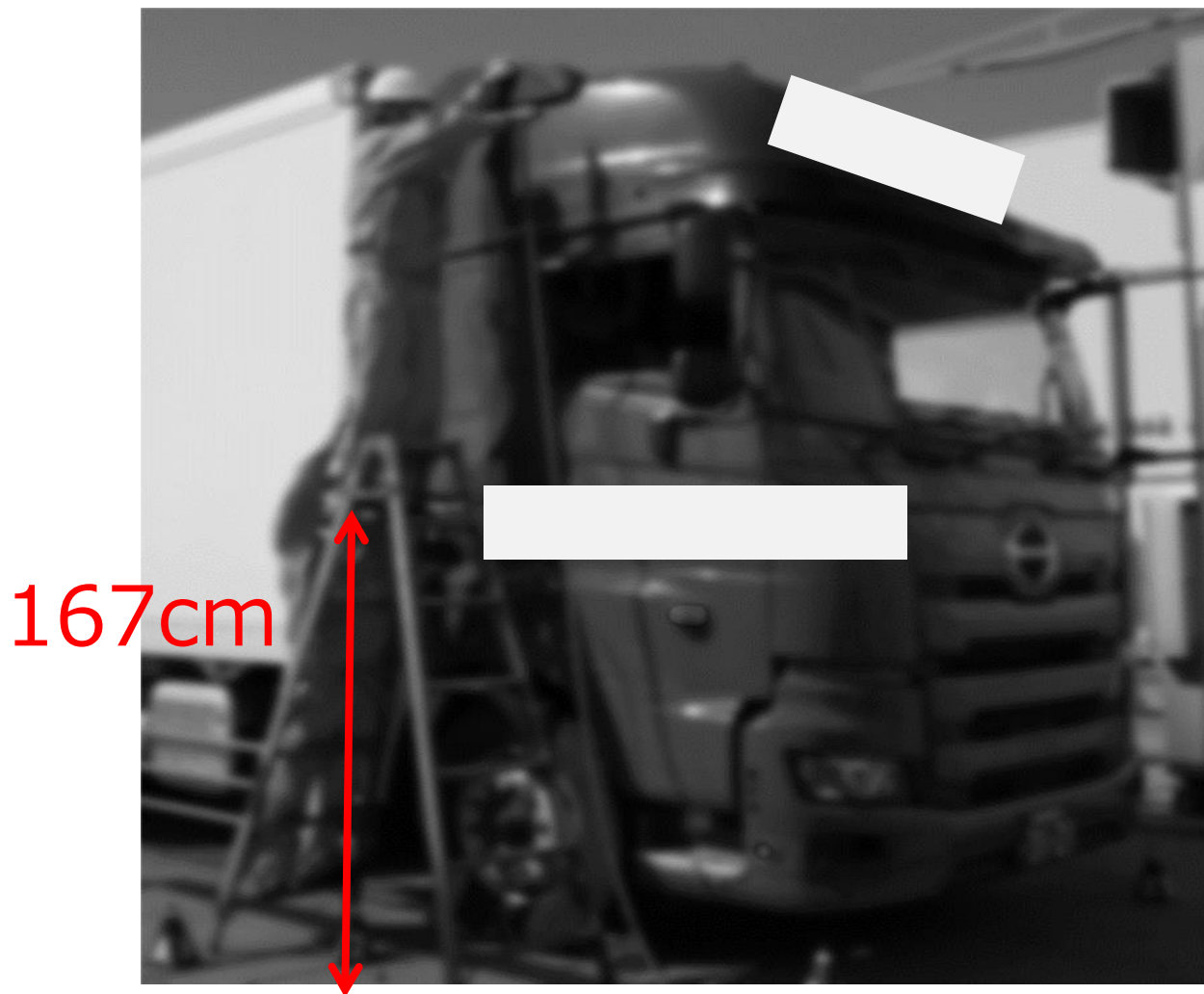


被災者が倒れている状況を再現。
被災者は、ヘルメットを被っていなかった。



近くに落ちていたサンダル 18

災害事例 1 トラックの横で倒れている被災者を発見



キャビンに水をかけるために脚立に載った状況を再現
頭の位置は、3 m以上となる。

災害事例 2 荷物を持って階段を上っていたところ転落

夜間警備を行っていた被災者が、1階の階段下で横向きに倒れているところを出勤した職員に発見された。被災者は、両手がふさがった状態で1階から2階へ階段を上っていたところ、何らかの原因で階段から転落したものである。被災者は、脳挫傷で10日語に亡くなった。



災害事例 2 荷物を持って階段を上っていたところ転落



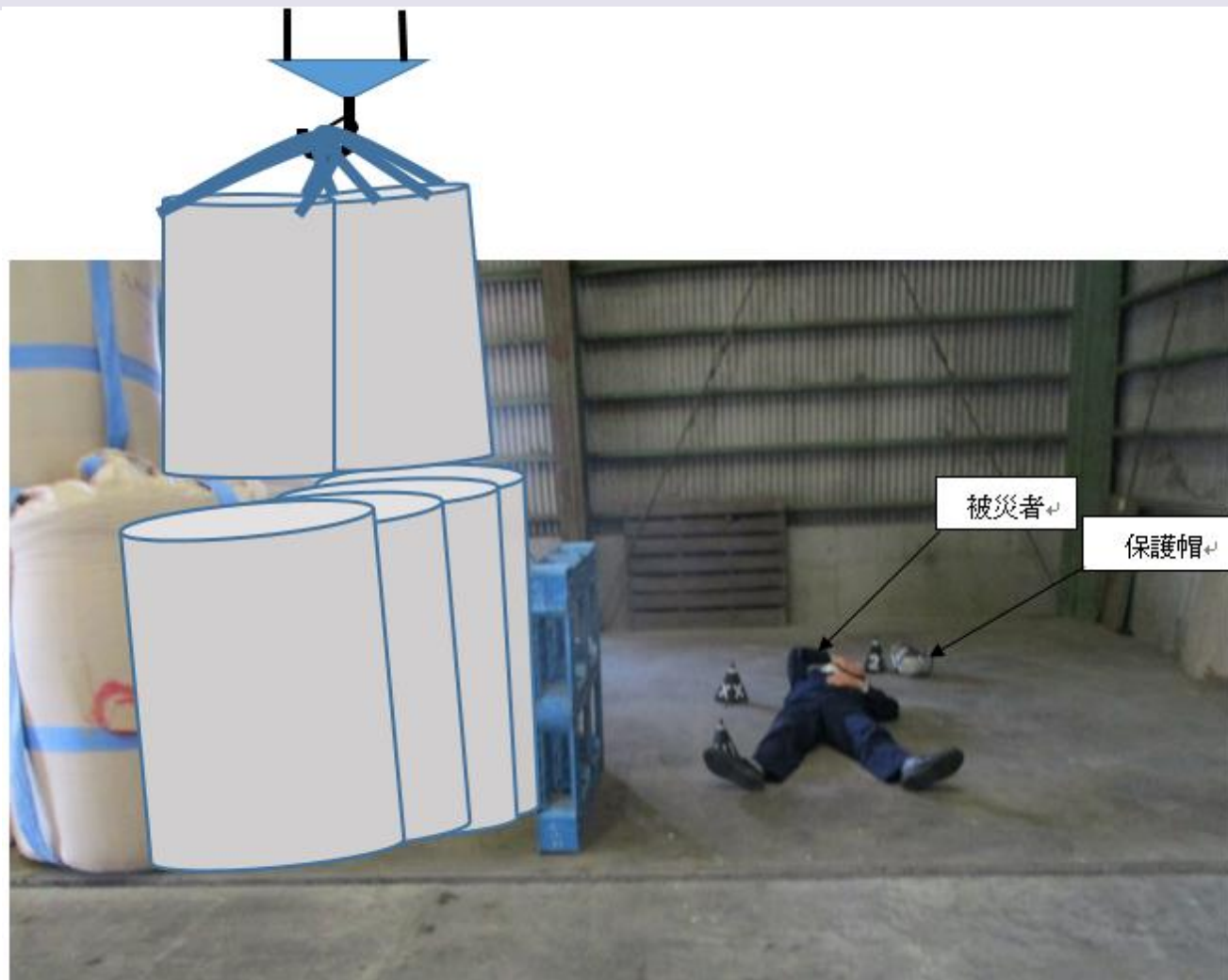
- ・ 階段には、両側手すりが設置されていた。
- ・ 被災者は、荷物（箱）を持って階段を上っていた。



階段の昇降は、必ず手すりを持って行いましょう。

災害事例 3 フレコンバックの横で倒れている被災者を発見

フレコンバックが保管されている飼料倉庫内において、フレコンバックが1段から2段積みされた横で倒れている被災者を同僚が発見した。フレコンバック上又は昇降中に転落した可能性がある。被災者は、後頭部打撲による脳障害で亡くなった。



①フレコンバックの2袋が天井クレーンで吊り上げられていた。

②フレコンバックにプラスチック製のパレットが立てかけられていた。

③保護帽が被災者の近くに転がっていた。

災害事例 3 フレコンバックの横で倒れている被災者を発見

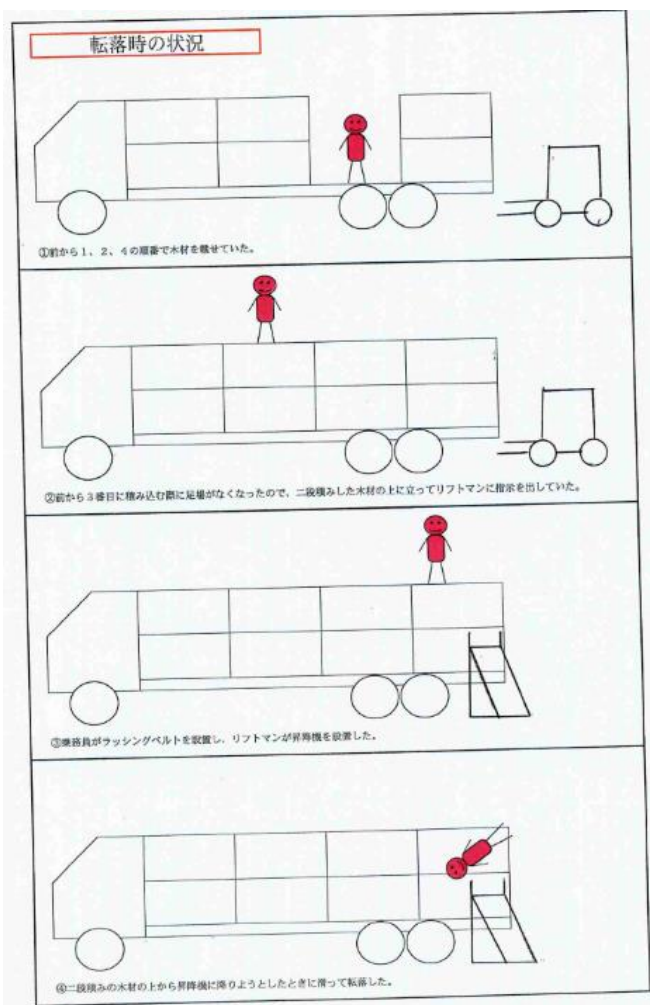
- ・フレコンが保管されている飼料倉庫内の状況を示す。
- ・フレコンは、1段から2段積みされており、1段の高さが1.5mであった。
- ・倉庫入口に脚立があったが、高さが60cmであった。



飼料倉庫内部の状況 (倉庫入口から南側を撮影)

災害事例 4 荷台上の荷から下りているときに墜落

トラック荷台にフォークリフトで木材を積んでいるとき、1列目、2列目、4列目の木材を積み終え、最後3列目の木材を積むため、運転手の被災者が2列目の木材上でフォークリフトに合図を送り、積み終えたので手すり付き脚立を降りようと手すりに足をかけたところ、足を滑らせ転落。脊髄損傷を負った。



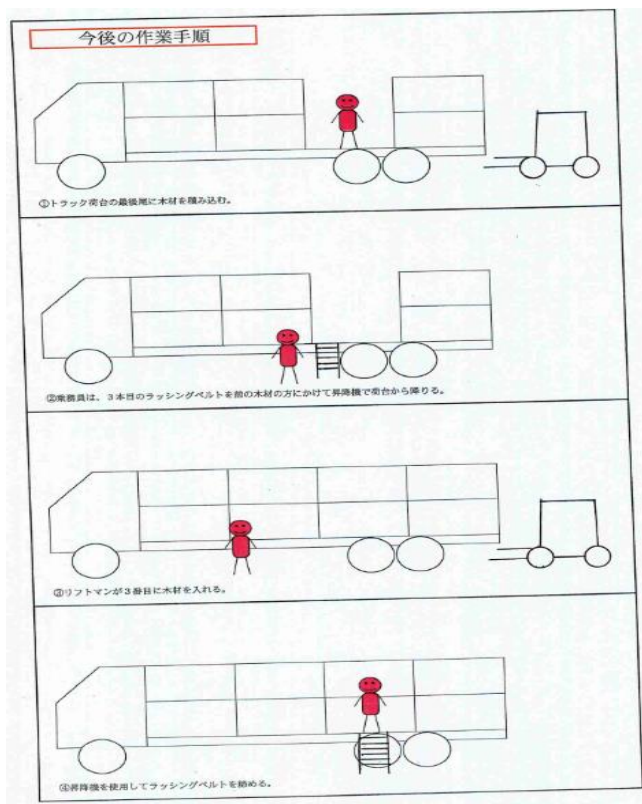
親綱（ワイヤー）を張っているが。



災害事例 4 荷台上の荷から下りているときに墜落

【再発防止対策】

- ・ 荷上に上がらない作業方法に変更する。
- ・ 荷上に上がる際は、更に高い昇降機を準備して昇降する。
- ・ 荷役作業は、必ずヘルメット（墜落時保護機能）を着用する。
- ・ 雨の日でも長くつの使用を禁止し、耐滑性の優れた安全靴で作業する。
- ・ 荷主と協議し、作業方法を見直しする。



災害事例 5 台車を引いてスロープを降りていたところ転倒

社有車に商品を積み込むため、荷物を載せた台車を引いてスロープを降りていたところ、足を滑らせたか又は台車の重さに耐えきれずに後ろ向きに転倒し、後頭部を強打した。その後、意識が戻ることなく20日後に、外傷性くも膜下出血により死亡した。



災害事例 5 台車を引いてスロープを降りていたところ転倒



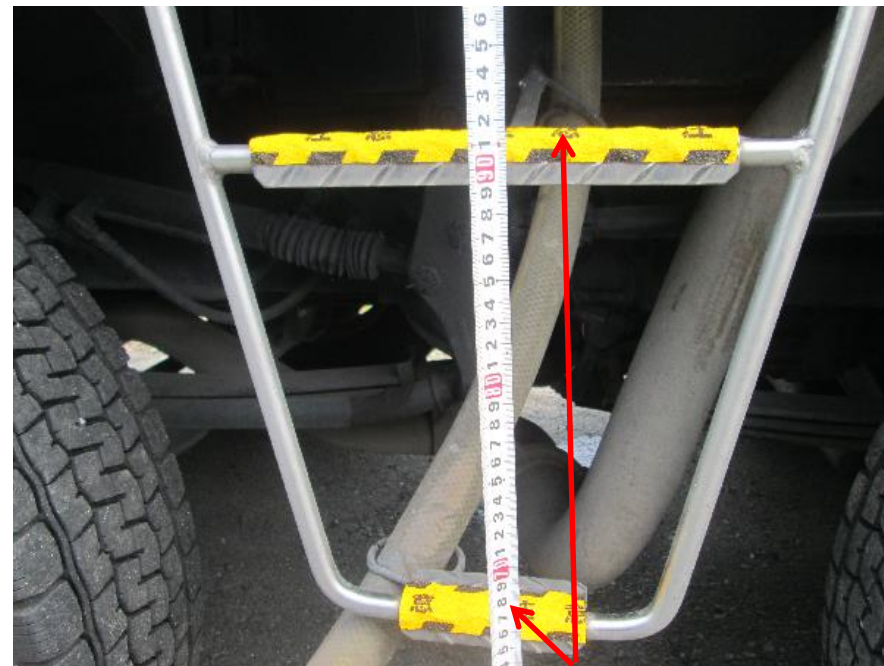
台車を引いて降りていたところ、

- ・ 躓いて後ろ向きに転倒した
- ・ 台車の重さに耐えきれずに後ろ向きに転倒した

頭部を強打すると致命傷（重症化）となる。

災害事例 6 ステップを踏み外して墜落

ローリー車の上から梯子を下り、シャーシに取り付けられたステップに足をかけたところ、踏み面が滑り80cm下の地面に墜落し、座骨骨折を負った。ステップは、消毒液が噴霧されており、滑りやすい状態であった。



災害発生後、全てのはしご踏み棧、シャーシステップに滑り止めテープを取り付けている。

被災者が足を滑らせたシャーシステップ

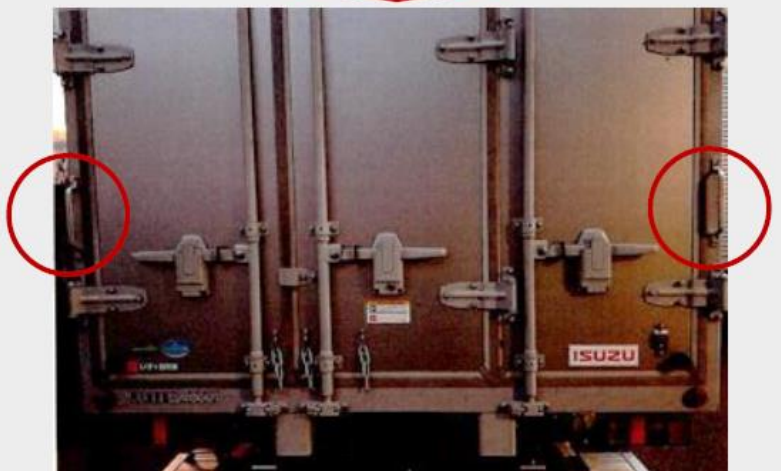
- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

昇降は三点支持で！

トラックの荷台・運転席への昇降の際は、必ず両手・両足の三点で身体を支持（三点支持）しましょう！



改善



※「三点支持」を徹底させるために、写真入りで昇降手順などを示すと分かりやすい

昇降しやすい装備を取り付けよう！

荷台へ昇降しやすい装備 (ステップ利用①)



「リヤステップ」

パン型車のリヤステップ部を網状にすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時でも雪等が積りににくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はパン型、冷凍冷蔵、ウイング、平ボディです。



荷台へ昇降しやすい装備 (ステップ利用②)

「サイドステップ」

パン型車のリヤ・サイドステップ部に突起のある穴あけ加工をすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時に雪等が積りににくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はパン型、冷蔵冷凍です。



4か所の取っ手



荷台への乗り方



荷台からの降り方



・荷台上に昇った際の取っ手も必要！

昇降しやすい装備を取り付けよう！



詳細



ウイング車のサイドステップ利用

「あおり内側回転式ステップ」

あおりの内側に、あおりを下ろした際に回転してステップとなる部分があり、このステップを利用すると荷台への昇降が容易になります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイングです。



・あおりの内側にあおりを倒した際に回転してステップとなる設備を取り付けている。



格納式サイドステップ利用

「格納式ステップ」

ボディより外側に可動式のステップを取り付けることで、昇降性を向上します。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍です。



昇降ステップには滑り止め措置を！

災害の多くは、ステップや脚立の踏み面で、足を滑らせてケガをするケースが多い！

ステップ等の踏み面は、幅を出来るだけ広くし滑り止めテープ等の措置を図りましょう！



災害発生後、全てのはしご踏み棧、シャーシステップに滑り止めテープを取り付けている。

ステップ・昇降機の踏み面に滑り止めテープを取り付けている。

荷役作業時に着用して作業しましょう！

トラックの荷台作業時の墜落防止対策を講じることは、なかなか難しい状況がありますが、本商品は簡単に取り入れやすく、有効な対策と考えられますので、是非導入してみてください！



※致命傷となる頭部、頸髄、脊髄等を保護し、怪我を軽減することが期待できます。

ライフジャケット落下テスト



ライフジャケット 落下テスト後の状況



ライフジャケットと合わせてさらに有効的な対策になります！

衝撃吸収マット（落下事故対策マット）をライフジャケットと合わせて使用すると、墜落時の衝撃も軽減でき、怪我を軽症化することが期待できます。



墜落制止用器具（安全帯）の選定のポイント

○胴ベルト型よりハーネス型が体全体で衝撃を吸収するのでハーネス型を選定すべき。

○ハーネス型は落下距離が長くなるので、落下距離が短くなる巻取り式ランヤードタイプを選定すべき。



墜落制止用器具の落下距離テスト

伸縮式ランヤード



巻取り式ランヤード



2 m未満でも対応可能である

荷役作業の安全対策ガイドライン

平成25年に策定され、令和5年に改正されました。

① 墜落・転落による労働災害防止対策

② 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害防止対策

- ・ フォークリフト
- ・ クレーン
- ・ コンベヤー
- ・ ロールボックスパレット

③ 転倒による労働災害防止対策

④ 動作の反動、無理な動作による労働災害防止対策

- ・ 腰痛

以上4点について別表により詳細に策定されている。

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



荷役 5 大災害の防止対策

荷役 5 大災害である

① 墜落・転落

② 荷崩れ

③ フォークリフト使用時の事故

④ 無人暴走

⑤ トラック後退時の事故

に関するチェックリストを活用し、問題のある事項は改善を図るため、ご活用ください。

荷役 5 大災害防止対策チェックリスト

(陸運事業者用)

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない ー：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、 ×の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具 体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が2トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。	
	防滑性のある靴の着用	上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、防滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。	
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けていますか。	
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を使用し、最大積載量が2トン以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。 最大積載量が2トン未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備（荷台等の階段などのものも含む。）を使用させていますか。	
	荷や荷台の上での作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で荷を荷台外側に向けていないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること。）。	
荷崩れ	安全帯の使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。	
	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な積み付けの実施	積み付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積み付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。	
	走行中の配向の注意	荷崩れに繋がりがりやすい重い運転（急制動、急加速、急減速等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。	
教育の実施	荷下ろし時の転落	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりにワイグンを動かす場合、荷差扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。	
	積荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		
フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大容量に合った資格を有している労働者に行わせていますか。 フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。	
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。	
	安全な運転	停止、急戻回を行わないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。	
無人暴走	走行場所の区分	自社の施設内においては、フォークリフトの走行場所と歩行通過路を区分していますか。	
	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での特機について、作業手順を定めていますか。	
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ②エンジン停止③エアロック④輪止めの4点セット）を実施させていますか。	
トラック後退時	後退時の確認	ター、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告をさせるようにしていますか。	
	積雪・凍結時の配慮	積雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにする必要がありますか。	
	後退時の確認	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。	
	後退時の確認	後退時：後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行なう。声や笛などの合声のみで後退の可否を判断させないようにしているか。	
トラック後退時	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。	
	誘導員の配置	自社の施設内においては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。	
	走行場所の区分	自社の施設内においては、トラックの走行場所と歩行通過路を区分していますか。	

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の徹底を図ります。詳しくは、以下URLを参照してください。最善の労働者、労働基準監督署にお尋ねください。
http://www.nhlw.go.jp/nse/nfe/robot/road/gounei/saizen/dl/13101.pdf

リスクアセスメントを実施しましょう！

労働災害防止対策として、**リスクアセスメントの実施が努力義務**となっています。

職場の安全サイトにおいて、リスクアセスメント実施支援システムが掲載されておりますので、ご活用ください。

リスクアセスメント実施支援システムを活用するとリスク評価の様式が簡単に作成できます。

リスク評価対象作業を選ぶと様式のページに移行します。
該当作業がない場合は、汎用版を選んでください。

作業名	リスク評価対象作業	汎用版	その他	備考
作業1				
作業2				
作業3				
作業4				
作業5				
作業6				
作業7				
作業8				
作業9				
作業10				
作業11				
作業12				
作業13				
作業14				
作業15				
作業16				
作業17				
作業18				
作業19				
作業20				
作業21				
作業22				
作業23				
作業24				
作業25				
作業26				
作業27				
作業28				
作業29				
作業30				
作業31				
作業32				
作業33				
作業34				
作業35				
作業36				
作業37				
作業38				
作業39				
作業40				
作業41				
作業42				
作業43				
作業44				
作業45				
作業46				
作業47				
作業48				
作業49				
作業50				
作業51				
作業52				
作業53				
作業54				
作業55				
作業56				
作業57				
作業58				
作業59				
作業60				
作業61				
作業62				
作業63				
作業64				
作業65				
作業66				
作業67				
作業68				
作業69				
作業70				
作業71				
作業72				
作業73				
作業74				
作業75				
作業76				
作業77				
作業78				
作業79				
作業80				
作業81				
作業82				
作業83				
作業84				
作業85				
作業86				
作業87				
作業88				
作業89				
作業90				
作業91				
作業92				
作業93				
作業94				
作業95				
作業96				
作業97				
作業98				
作業99				
作業100				

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）の改正
- 4 災害事例
- 5 荷役災害防止について
- 6 労働安全衛生規則（化学物質）の改正
- 7 働き方改革

改正の概要

- 1 化学物質体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1	ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1	POINT 2	リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
POINT 3	化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3	POINT 4	自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1 SDS及び作業現場の確認



2 リスクアセスメントの実施



3 保護具の着用
局所排気装置の設置

リスク低減措置の実施

施行期日

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

1 化学物質管理体制の見直し①

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和4年2月の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）をリスクアセスメント対象物に追加（対象物質の裾切り値は※1により設定）。
- 施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

※1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下による。

- ①国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
- ②複数の有害性区分を有する物質については、①により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- ③リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

※2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

JIS Z7252に定める方法により国が行うGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～4
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	

1 化学物質管理体制の見直し②

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- ・ 今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は今後も順次追加予定。
- ・ 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リストとしてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	R4.2改正 (R6.4施行)	R5改正予定 (R7.4施行予定)	R5改正予定 (R8.4施行予定)
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし



◆労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）（2022/2/24更新）

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03)ダウンロード(Excel)

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）」（クリックで開く）▲

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化した対象物質リスト（令和6年4月1日施行）です。

- ※1 Naは、このリストの中で名称順に便宜的に付与したものであり、政令番号とは異なります。なお、SDSに政令番号を記載する義務はありません。
- ※2 CAS登録番号(CAS RN[®])は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS RN[®]が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行います。
- ※3 ラベル・SDSの掲載日は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)」(リンク先は厚生労働省)の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN [®]	ラベル 区分 (優先度)	SDS 区分 (優先度)	備考
1	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1	
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1	

- ・ 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付け基安化発0111第1号）】

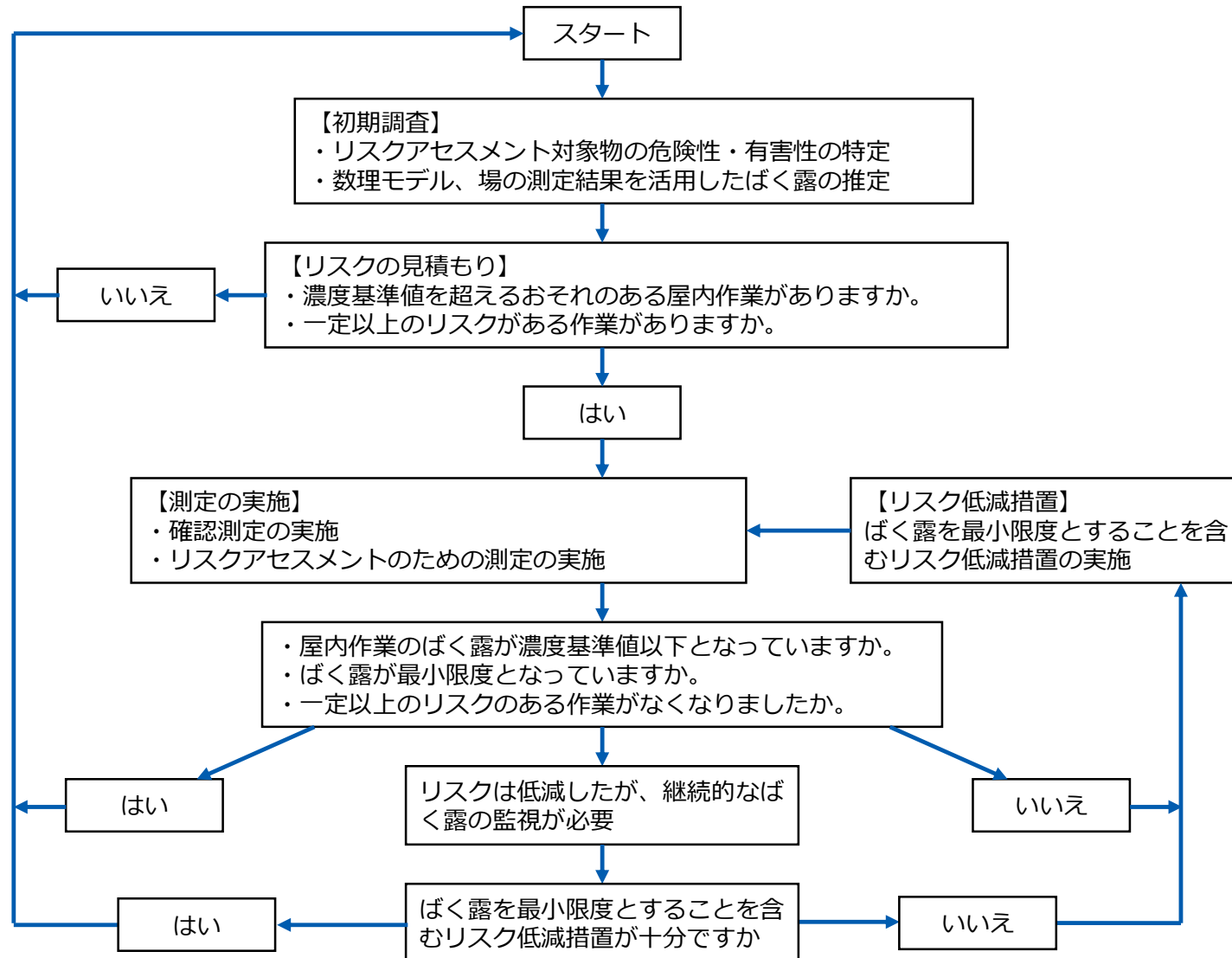
労働安全衛生法

- 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）
- 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）
- 危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降）

※ 「○年○月○日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（フローチャート）



1 化学物質管理体系の見直し④

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外^①の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか ^①		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない ^②		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立③

2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、

1～4の項目は R6.4.1以降省略不可

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

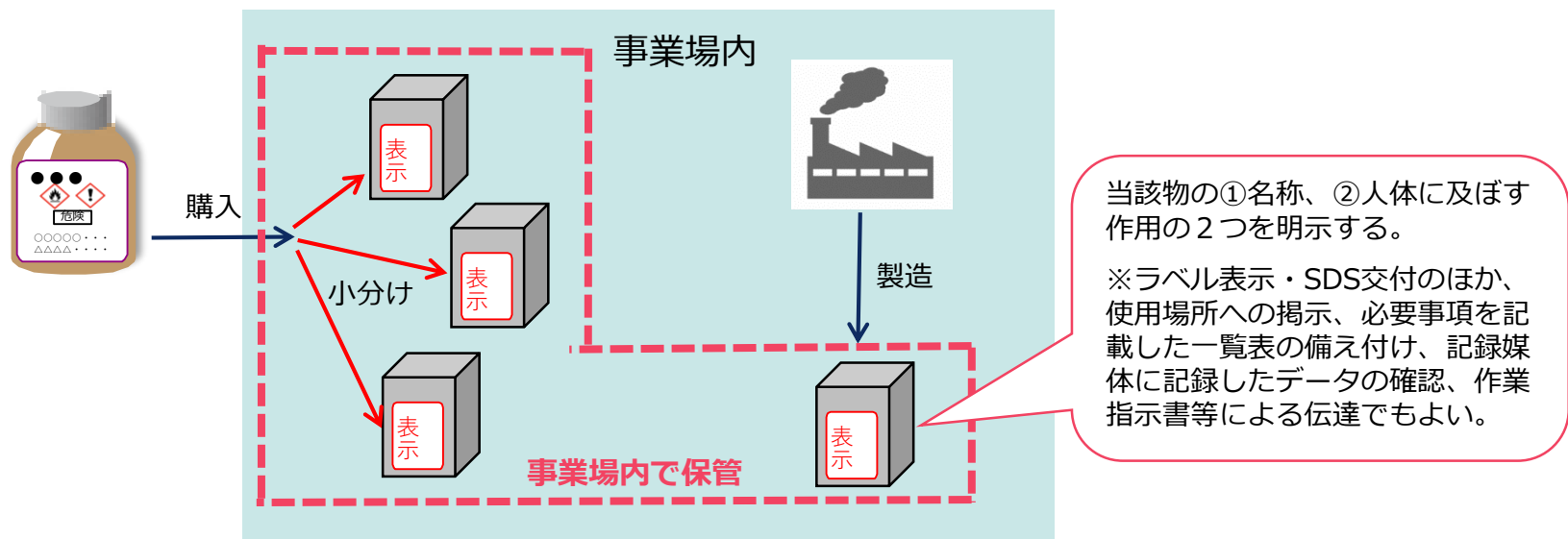
3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
 - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

		事業者	化学物質管理者	その他
化学物質管理体制の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、作業主任者	

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール） ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） <ul style="list-style-type: none"> ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール <ul style="list-style-type: none"> ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）